

アーキビストの国際倫理綱領案 (ICA/SPA)

ICA/SPA (国際文書館評議会専門職団体部会) では、1992年モントリオールICA大会期間中、文書館専門職のための倫理綱領のシンポジウムを開催した。このとき「アーキビストの国際倫理綱領案」が発表された。この綱領は、アーキビストの職員、同僚、利用者、および文書館機関にたいする対応のモデルを示し、そこからアーキビストという専門職の定義づけを明らかにすることを目指しており、その後も検討を重ねている。紹介するのは、1993年9月の第29回ICA円卓会議の際の配布資料。
(解説・訳 小川千代子)

ICA/SPA 国際文書館評議会専門職団体部会
アーキビストの国際倫理綱領策定に向けて

はじめに

01. アーキビストの倫理綱領は文書館専門分野における高レベルの行動基準を確立するものである。この倫理綱領は、文書館専門分野の新たなメンバーに対してはその基準を知らせ、経験あるアーキビストに対しては自らの専門職としての責任を再確認し、さらに一般からの信頼を高めるものでなければならない。
02. 本綱領では「アーキビスト」とは記録史料の制御、維持、保管、保存、管理運営にあたるすべての人間をさす語として用いる。
03. アーキビストを雇用する諸機関は本綱領の実行を支えるための方針や実務を採用するように努めるものとする。
04. 本綱領は文書館専門分野に属する者にたいし、倫理上の枠組みの指針を提供することを意図したものであり、特定の問題についての一定の解決方法を示すことを目的とはしていない。
05. ICAで最終文案にたいする同意・採択が成されたのちは、本綱領の実施は文書館機関および専門職団体の積極的な行動に依存するものとなる。この事は、疑問の解決の指針を提供し、倫理に反する行動の調査、および適当と考えられる場合には例外を認めるために、教育的な努力の形式と、機構の確立をとることとなる。
06. 基本方針にはいずれも、どの様な行動がそれに該当するか若干の説明が付されている。(訳文では省略)
07. 本綱領案文は1992年9月8日に開催されたICA/SPAシンポジウムで討論し、その後ロンドンで開催された運営委員会で改定を加えた

上で、さらにICAの個人、団体、機関各位による検討をまわっているものである。

08. 本案文への意見、コメント、改定案はSPA事務局長マルコ・カラーシ (イタリア、トリノ州立文書館、fax 39115461762) 気付、倫理綱領検討ワーキンググループあて、送付されたい。

国際アーキビスト倫理綱領案及びコメントリー

- 1.0. アーキビストの基本的な義務は、その所蔵と管理の下にある記録の完全性を維持することにある。この義務を遂行するにあたり、アーキビストはアーキビストの雇用者、記録の所有者、データの対象者および利用者、並びに過去、現在、未来の法的な権利と利益を尊重しなければならない。
- 2.0. アーキビストはだれでも公正な助言を与え、均整ある業務範囲を提供するために使える基盤を採用して、一般に受け入れられている文書館原理と実務に沿って行動しなければならない。アーキビストは、現用および半現用記録の作成、維持、移しかえに関する原則、文書館施設への記録の選別・受入れに関する原則、アーキビストの管理下にある記録資料の保安、保存、修復、およびそれら記録資料の整理、記述、出版および利用提供に当たっては、上記原則にしたがってその義務と機能を実行しなければならない。
- 3.0. アーキビストは閲覧と利用を巡る不条理な制限を退けねばならない。ただし、閲覧が明確に一定の期間制限されることが記されている場合は、これを受け入れることができる。アーキビストは、受入れに当たって作成されたすべての覚書きを誠実に遵守し、公正に適用するも

のとする。ただし、閲覧自由化のためには、状況の変化にしたがって条件についての再交渉を行うものとする。

4.0. アーキビストは自らの専門分野の理解と技術向上のため、専門知識の本質に貢献するため、また、自らが教育や指導を行う相手に対しては適切な方法でその使命を実行できる能力を備えさせるよう努力しなければならない。

5.0. アーキビストはその専門的完全性、中立性、公正さを損なうような行動は慎まなければならない。

6.0. アーキビストは記録資料の利用者、保管者、所蔵者の最大の利益のために働き、また、文書館の基準や倫理を信奉することに努め、以ていかなる利害対立をも調停するよう努力するものとする。